

議案第 20 号

三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 31 年 3 月 6 日

三朝町長 松 浦 弘 幸

三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和44年三朝町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前												
（設置） 第 2 条 町民の心身の健全な発達に寄与するため、次のとおり三朝町立社会体育施設（以下「体育施設」という。）を設置する。 <table><tr><th>施設名</th><th>設置場所</th></tr><tr><td>町民プール</td><td>三朝町大字本泉510番地</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table>	施設名	設置場所	町民プール	三朝町大字本泉510番地	略		（設置） 第 2 条 町民の心身の健全な発達に寄与するため、次のとおり三朝町立社会体育施設（以下「体育施設」という。）を設置する。 <table><tr><th>施設名</th><th>設置場所</th></tr><tr><td>町民プール</td><td>三朝町大字本泉510番地 <u>三朝町大字穴鴨198番地 5</u></td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table>	施設名	設置場所	町民プール	三朝町大字本泉510番地 <u>三朝町大字穴鴨198番地 5</u>	略	
施設名	設置場所												
町民プール	三朝町大字本泉510番地												
略													
施設名	設置場所												
町民プール	三朝町大字本泉510番地 <u>三朝町大字穴鴨198番地 5</u>												
略													

附 則

この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。